

4-1 調和のとれた市域の形成

施策の目指す姿

秩序ある市域が形成され、市全体が調和のとれた発展をします。

施策の目的達成度を示す指標（成果指標）

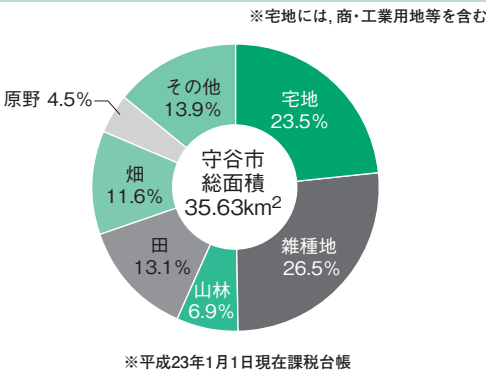
| 成果指標 |                          | 現状値<br>(平成22年度) | 目標値<br>(平成28年度) |
|------|--------------------------|-----------------|-----------------|
| 1    | 調和のとれた土地利用がされていると思う市民の割合 | 61.9%           | 62.0%           |

現状と課題

現 状

- 市域の面積は3,563ha(35.63km<sup>2</sup>)で、茨城県内で最も面積の小さい市です。市街化区域は985ha(市域面積の約28%)、市街化調整区域は2,578ha(同約72%)で、市域全域が都市計画区域に指定されています。
- 市街地の整備は、昭和50年代から常総ニュータウン南・北守谷地区、みずき野地区、美園地区、ひがし野地区などの開発によって急速に進展しており、平成22年2月には守谷駅周辺地区の土地区画整理事業が完了しています。
- 平成22年に、新たな市街地整備のため、市街化区域の編入及び用途地域の一部見直しを行い、平成23年からは松並地区及び原東地区において、組合施行による土地区画整理事業が施行されています。
- 平成22年に、建築物の高さを規制するため、新たに高度地区の指定を行っています。
- 平成22年現在、都市環境保全のために建築物や敷地に関する規制を定める地区計画を、市内10地区で定めています。
- 平成22年から、開発行為に関する許可等の事務権限が県から委譲されました。
- 平成16年に、守谷市民憲章の理念に基づき、集合住宅(4戸以上)建築に伴う紛争の未然防止を図るため、守谷市集合住宅の建築及び管理に関する条例を制定しています。
- 平成18年に、守谷市家族向け分譲マンションの建築に関する指導要綱(一戸当たりの専用床面積の平均面積82㎡以上、最低面積67㎡以上)を定め、うるおいのある良好な住宅環境の形成を図っています。
- 平成20年に、市街化調整区域において、一戸建て住宅の建築を行う場合の最低敷地面積を300㎡とする条例を制定し、周辺と調和のとれた居住環境の形成を図っています。
- 地籍調査(※1)が未実施となっています。

土地利用の現況



課 題

- 市街化区域については、未利用地の利用促進を図る必要があります。
- 市街化調整区域については、開発抑制などによる環境の保全を図る必要があります。

施策を実現するための手段（基本事業）

| 基本事業 |          | 主な取り組み                                                                                                      |
|------|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1    | 計画的な土地利用 | 市街化区域の有効な土地利用の促進を図ります。<br>市街化調整区域の無秩序な開発を防ぎ、環境の保全に努めます。<br>◎市街化区域の利用促進及び市街化調整区域の開発抑制<br>◎必要に応じた、地域地区の設定や見直し |
| 2    | 適切な規制と誘導 | 地域地区で定めた規制等により、適切な土地利用が行われるようにします。<br>◎規制内容の周知<br>◎規制に基づく土地利用の指導と誘導                                         |

役割分担

市民の役割

- 土地利用に関するルールを守ります。
- 自然や街並みに配慮した土地利用に努めます。

行政の役割

- 秩序ある市街地形成のための都市計画を推進します。
- 土地利用に関するルール(規制)の周知を図るとともに、適切な指導を行います。

部門別計画

- ◆ 守谷市都市計画マスタープラン（計画期間：平成22年度～37年度）
- ◆ 第二次守谷市国土利用計画(※2)（計画期間：平成24年度～33年度）



用語解説

※1 地籍調査：一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査

※2 第二次守谷市国土利用計画：本総合計画の「第3章土地利用」において、国土利用計画法第8条に基づき計画として位置づけています。

4-2 緑を生かした景観の形成

施策の目指す姿

市民が美しいと感じる景観が維持・創出されます。

施策の目的達成度を示す指標(成果指標)

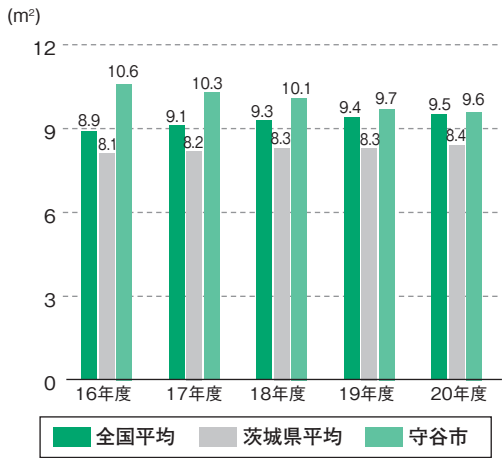
| 成果指標 |                                | 現状値<br>(平成22年度) | 目標値<br>(平成28年度) |
|------|--------------------------------|-----------------|-----------------|
| 1    | 緑被率(公園・樹林地(※)・農地・草地・水面)        | 62.1%           | 60.0%           |
| 2    | 市内には、緑を生かした美しい景観が十分にあると思う市民の割合 | 75.9%           | 75.0%           |

現状と課題

現 状

- 平成19年4月に、「守谷市景観法の施行等に関する条例」を施行し、市内全域を景観地区に、守谷駅前の商業街区を景観重点地区に指定し、良好な景観の形成を進めています。
- 「守谷市緑の基本計画」に基づき、平成23年度現在で、76.7haの保存緑地及び64本の保存樹木を指定し、積極的に緑の保全に努めています。平成22年度から緑地保存のため、守谷の象徴である保存緑地の土地買収を進めています。
- 公園整備については、1人当たりの都市公園面積が9.6㎡で、人口増加に伴い年々減少しているものの、県平均8.4㎡、全国平均9.5㎡を上回っています。(平成20年度現在)
- 守谷市は、大規模な宅地開発によって公園、緑地、街路樹などが整備され、住宅地の緑化も積極的に行われ、美しい街並み景観が形成されてきました。
- 「守谷市屋外広告物条例」の制定に当たり、平成22年度に屋外広告物実態調査を実施しています。

1人当たりの都市公園面積



資料：茨城県公園街路課

課 題

- 魅力的な都市景観の形成のためには、「守谷市景観計画」について、市民の理解・協力と市の普及・啓発が必要です。
- 都市化の進展に伴い、失われつつある本市の原風景である樹林地をはじめとする緑地を保存していくことが必要です。
- 地域で親しまれる公園の運営や維持管理費の軽減を図るため、公園等の里親制度を活用するとともに、公園の管理を協働で実施する組織や団体の発掘・育成を進めていく必要があります。さらに、「守谷市都市公園施設長寿命化計画」を策定し、維持管理費の軽減を図る必要があります。

施策を実現するための手段(基本事業)

| 基本事業 |              | 主な取組み                                                                                         |
|------|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1    | 美しい都市景観の形成   | 市民の景観意識を高め、美しい街並みを創出します。<br>◎守谷市景観計画の普及・啓発<br>◎屋外広告物条例の制定                                     |
| 2    | 緑地の保全        | 緑が確保されたうえにある景観を維持するため、市民・行政の協働により緑を保全します。<br>◎緑化推進の普及・啓発<br>◎地域の組織や団体等が行う緑化事業への支援<br>◎保存緑地の取得 |
| 3    | 公園・街路樹等の維持管理 | 公園・街路樹等の適切な維持管理を行います。<br>◎自主的に公園の維持管理を行う団体の育成<br>◎自治会などとの協働による樹木の剪定・間伐の推進                     |

役割分担

市民の役割

- 景観の重要性について理解し、良好な景観の保存や創出に努めます。
- 水や緑の大切さを理解し、自ら又は行政と協働して、自然環境を守るとともに緑化に努めます。
- 行政との協働により、市民共有の緑である公園・街路樹等の維持管理に努めます。

行政の役割

- 「守谷市景観計画」の周知を図り、理解と協力を求めます。
- 「守谷市緑の基本計画」に基づき、公園の整備、公共施設の緑化、緑地の保全、街路樹の整備などに努めます。
- 緑化推進の普及・啓発や、協働による公園管理、公園の里親制度を推進します。

部門別計画

- ◆守谷市緑の基本計画 (計画期間:平成14年度～ 32年度)
- ◆守谷市景観計画 (策定年度:平成19年度)
- ◆守谷市都市公園施設長寿命化計画 (策定期間:平成23年～ 24年度 策定年度:平成25年度)

用語解説

※樹林地:山林、河畔林、屋敷林、施設付属林等

4-3 道路網・公共交通体系の整備

施策の目指す姿

市民が安全で快適に移動できるようになります。

施策の目的達成度を示す指標(成果指標)

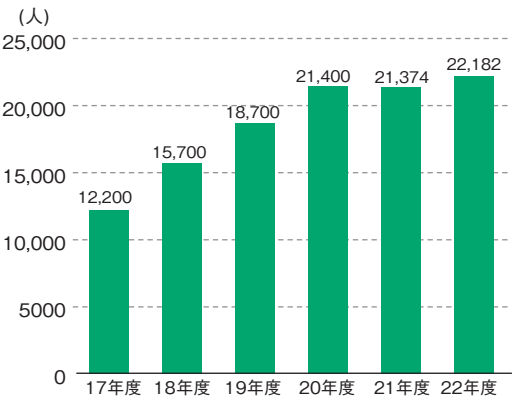
| 成果指標 |                       | 現状値<br>(平成22年度) | 目標値<br>(平成28年度) |
|------|-----------------------|-----------------|-----------------|
| 1    | 市内の道路は安全に通行できている市民の割合 | 69.3%           | 75.0%           |
| 2    | 公共交通に対する市民の満足度        | 49.3%           | 52.0%           |

現状と課題

現 状

- 平成21年4月現在,市の道路改良率(※1)は66.6%(県平均36.0%),道路舗装率(※2)は76.5%(県平均61.4%)と高い水準にあります。
- 広域的あるいは市内での移動に重要な役割を担っている都市計画道路は,国道294号などの県事業8路線を含む計26路線の整備を県及び市で計画的に進めてきており,平成22年4月現在,総延長の65.2%の整備が完了しています。また,平成23年2月には,松並土地区画整理事業に伴い,5路線が新たに都市計画決定されました。
- つくばエクスプレスの利用者数は,平成17年8月の開業以来,毎年増加を続けており,平成22年度には1日の平均乗降客数が28万人を超えています。  
また,東京駅延伸の早期実現の促進を図っています。
- 平成21年8月に,コミュニティバスの運行体制は,やまゆり号(3台体制)からモコバス(6台体制)に変更を行い,便数及びルート等の見直しを行いました。  
また,路線バスについても,北守谷急行バス(平成21年8月),地域間交流バス(平成22年10月)路線を新設し,利便性の向上を図りました。

つくばエクスプレス守谷駅 1日平均乗車人員



課 題

- 常総ふれあい道路などの幹線道路の傷みが急激に進み,計画的な補修が必要です。
- つくばエクスプレスの開業に伴い,みずき野方面から守谷駅にアクセスする交通を円滑にするための都市計画道路郷州沼崎線や,守谷駅周辺への交通集中を緩和するための都市計画道路坂町清水線の早期完成を目指し,継続して整備を進める必要があります。
- 交通の利便性の向上のため,つくばエクスプレスの東京駅延伸が望まれています。

施策を実現するための手段(基本事業)

| 基本事業 |            | 主な取組み                                                                                                                               |
|------|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1    | 未改良道路の整備   | 歩行者・自転車・自動車が快適に通行できるよう,生活道路の整備を進めます。<br>◎生活道路等の状況に応じた道路の整備<br>◎道路の支障箇所等の的確な把握                                                       |
| 2    | 道路の適切な維持管理 | 歩行者・自転車・自動車が安全に通行できるよう,維持管理や補修を行います。<br>◎快適な道路環境の整備<br>◎常総ふれあい道路をはじめとする市道の補修工事の推進                                                   |
| 3    | 都市計画道路の整備  | 市内の移動がスムーズにできるよう,道路ネットワークとして計画されている都市計画道路の整備を進めます。<br>◎郷州沼崎線の整備推進<br>◎坂町清水線の整備推進<br>◎供平板戸井線の整備促進<br>◎松並地区の土地区画整理事業に伴う都市計画道路5路線の整備促進 |
| 4    | 公共交通網の充実   | バス,鉄道など公共交通による快適な移動を確保します。<br>◎つくばエクスプレスの東京駅延伸の促進<br>◎バス・鉄道相互の接続円滑化の促進<br>◎バス利用促進策の実施                                               |

役割分担

市民の役割

- 道路に通行の妨げになる物を置かないこと,生垣や植木等が道路にはみださないようにすること,道路の落葉や排水溝(枳)の清掃などに心がけ,良好な道路環境の維持に努めます。
- 道路の不具合等について,市への速やかな連絡に努めます。
- 都市計画道路の整備や,生活道路の改良の重要性,必要性を理解します。
- バス,鉄道などの公共交通を積極的に利用します。

行政の役割

- 道路管理者として適切に市道を維持管理します。
- 都市計画道路を計画的に整備します。
- 誰もが利用しやすい公共交通環境の整備を進めます。

部門別計画

◆守谷市橋梁長寿命化修繕計画 (策定期間:平成23年度～24年度 策定年度:平成25年度)

用語解説

※1 道路改良率:道路の整備水準を表す指標で,幅員4m以上の改良済道路の延長の全道路延長に対する比率  
※2 道路舗装率:道路の整備水準を表す指標で,舗装済道路の全延長に対する比率

4-4 上下水道事業の安定持続

施策の目指す姿

安定した水道水供給と汚水処理ができるよう、上下水道事業を持続します。

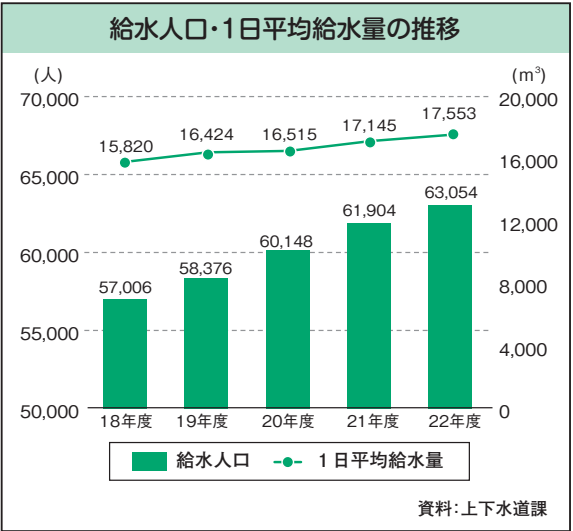
施策の目的達成度を示す指標（成果指標）

| 成果指標 |                                | 現状値<br>(平成22年度) | 目標値<br>(平成28年度) |
|------|--------------------------------|-----------------|-----------------|
| 1    | 安全な水道水が、安定的に供給されていると感じている市民の割合 | 83.6%           | 85.0%           |
| 2    | 下水道放流水質基準の適合率                  | 100.0%          | 100.0%          |

現状と課題

現 状

- 水道事業は、昭和47年度から給水を開始し、平成22年度末で38年が経過しています。守谷浄水場は、昭和55年度から稼動し、30年が経過しています。守谷浄化センターは、昭和56年度供用を開始してから、平成22年度末現在29年が経過しています。
- 上水道の給水人口は、平成22年度末現在63,054人で、普及率は99.4%となりました。平成22年度の1日当たりの水道の平均給水量は17,553㎡で、増加傾向にあります。
- 守谷市の下水道普及率(農業集落排水を含む)は100%です。
- 下水道の汚水処理人口(水洗便所設置済人口)は平成22年度末現在61,986人(公共下水道61,347人、農業集落排水639人)で、水洗化率は97.7%となりました。平成22年度の1日当たりの下水道の平均処理水量は29,983㎡で、増加傾向にあります。
- 平成17年4月に、公共下水道事業会計を地方公営企業法の全部を適用した企業会計に移行して、透明性を図るとともに、水道事業と下水道事業の組織統合を行い、事務の効率化を図っています。
- 上下水道施設の運転・維持管理業務は、全国に先駆けて包括的民間委託(※)を導入しています。また、上下水道料金徴収業務も同様に、包括的民間委託をして合理化を図っています。



課 題

- 今後も人口増加が予想されることから、水道事業にあっては水源及び給水能力の確保が、下水道事業にあっては処理能力の確保が必要です。
- 引き続き、老朽化した水道管の布設替えを進めるとともに、水道施設や下水道施設の耐震化や改築更新を進める必要があります。
- 降雨による浸水被害防止のため、引き続き雨水幹線の整備を進める必要があります。
- 上下水道ともに、安定した経営に努める必要があります。

施策を実現するための手段（基本事業）

| 基本事業 |              | 主な取組み                                                                                                        |
|------|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1    | 水道水の安定供給     | 安全・安心な水道水を安定して供給します。<br>◎ 県南広域水道用水供給事業からの計画的な受水<br>◎ 水質基準の確保<br>◎ 老朽化した水道施設の計画的な改築更新<br>◎ 石綿管及び鉛製給水管布設替工事の継続 |
| 2    | 汚水の安定処理      | 安定的に汚水排水を処理します。<br>◎ 浄化センター改築更新工事の継続<br>◎ 浄化センター処理施設増設の検討                                                    |
| 3    | 雨水の適正排水      | 雨水幹線の整備や管理を行います。<br>◎ 計画的な雨水幹線の整備<br>◎ 樋管の適切な操作や雨水幹線の管理                                                      |
| 4    | 健全な上下水道事業の経営 | 効率的な上下水道事業の経営を行います。<br>◎ 上下水道施設の運転管理や料金徴収の包括的民間委託の継続<br>◎ 事業の経営状況等の積極的な公開<br>◎ 補助事業の選択や資金借入れの抑制              |

役割分担

市民の役割

- 宅地内の給水装置、排水設備を管理します。

行政の役割

- 安全な水を安定して供給します。
- 汚水を安定的に処理します。
- 雨水幹線を整備します。
- 上下水道事業を効率的・効果的に経営します。

部門別計画

- ◆ 上水道事業 守谷市地域水道ビジョン（計画期間：平成21年度～30年度）
- ◆ 下水道事業 守谷市公共下水道事業計画（計画期間：平成19年度～25年度）
- ◆ 守谷市下水道長寿命化計画（策定期間：平成21年度～24年度）（計画期間：平成25年度～29年度）

用語解説

※包括的民間委託：民間事業者に対して、施設管理あるいは料金徴収における一定の性能(パフォーマンス)の確保を条件として課しつつ、施設管理の運転方法等の詳細については民間に任せる、料金徴収にあつては徴収方法の詳細は民間に任せる、いわゆる性能発注による委託方式